

平成 21 年分 年末調整チェックリスト

区分	チェック項目	区分	チェック項目
扶養控除等関係	扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。	社会保険料控除関係	申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか。
	本年中に結婚や出生などにより扶養親族等に異動があった人について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか。		所得者本人又は所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が支払ったものですか。 ・年金から特別徴収（天引き）された介護保険の保険料や長寿医療制度の保険料は、年金の受給者自身が支払ったものであるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されません。
	控除対象配偶者、扶養親族の合計所得金額は 38 万円以下となっていますか。		国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金について、支払ったことが分かる証明書類が添付されていますか。
	特定扶養親族、老人扶養親族等の判定は正しく行われていますか。		住宅の取得等をした人と申告者（所得者本人）が同一人ですか。
配偶者特別控除関係	所得者本人の合計所得金額は 1,000 万円以下ですか。	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除関係	居住の用に供した後、本年 1 月 31 日まで引き続き居住していますか。
	配偶者控除の対象となる人について、配偶者特別控除を適用していませんか。		借入れ等をしている者と所得者本人が同一人ですか。
	控除額の計算は正しく行われていますか。		控除額の計算は正しく行われていますか。
生命保険料控除関係	保険金又は年金の受取人は、一定の範囲内の人となっていますか。	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除関係	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除は、算出年税額の金額を限度としていますか。
	申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか。		（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が算出年税額を超える場合、給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に当該控除額を記入しましたか。
	分配を受けた剰余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか。		臨時に支給した給与、現物給与（経済的利益）、認定賞与等について集計の対象としていますか。
	集計関係	一般の生命保険料と個人年金保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか。	未払の給与や未払の利益処分賞与であっても、本年中に支払の確定したものについては集計の対象としていますか。
		保険料を支払ったことが分かる証明書類が添付されていますか。 ・一般の生命保険料... 1 契約の支払保険料が 9,000 円超のもの ・個人年金保険料... すべての支払保険料	前年中に支払の確定した給与で未払となっていたものを本年に支払った場合には、その給与は集計から除いていますか。
		税額計算関係	課税給与所得金額は、1,000 円未満を切り捨てたものとなっていますか。 年調年税額は 100 円未満を切り捨てたものとなっていますか。
地震保険料控除関係	所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋やこれらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか。	納付関係	所得税徴収高計算書（納付書）に、税務署名、整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）等が正しく印字（記載）されていますか。
	地震保険料と旧長期損害保険料の区分が正しくされていますか。		納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書を作成しましたか。
	保険料を支払ったことが分かる証明書類が添付されていますか。	その他	来年の源泉徴収事務の準備はできましたか。